

固定資産税の減免

家屋等の固定資産に損害を受けたかたには、固定資産税の減免制度があります。

■対象

●住宅の用に供する家屋で床上浸水以上の被害を受けたもの

※その他の家屋等の固定資産については、被害状況に応じて減免の対象となります。

■減免内容

被災した資産に係る第3期及び第4期分について減免

■申込方法

税務課に「減免申請書」を提出

■申請期限

9月30日(月)

申・問 税務課固定資産税係 ☎43-7034

市民税・国民健康保険税の減免等

市民税・国民健康保険税の減免

家屋等に甚大な損害を受けたかたには、減免制度があります。

■対象

●大雨で、家財及び建物等に被害を受け、納税義務者等の所有する財産(不動産・動産等)について10分の3以上の損失を被ったかた

※納税義務者等の前年合計所得金額が1千万円以下の場合が対象です。
※保険金、損害賠償金等により補てんされる額を除きます。

■申込方法

税務課に「減免申請書」を提出

※申請書には、納税義務者等の資産を証明するもの及び損害状況を説明するものを添付する必要があります。

納付期限の延長

被災したかたには、市民税等の納付期限が延長できる制度があります。

■対象

●損害を復旧するために、期日までの納付が困難な状況にあるかた

■申込方法

税務課に「納付期限延長申請書」を提出

■申請期限

市民税等の納付期日の前日

※指定された納付期限に關らず、事由によって納付期限が延長されます。

申・問 税務課市民税係 ☎43-7033

後期高齢者医療保険料の減免

■対象

●大雨で、家財及び建物等に被害を受け、被保険者等の所有する財産(不動産・動産等)について10分の3以上の損失を被ったかた

※被保険者等の前年合計所得金額が1千万円以下の場合が対象です。

※保険金、損害賠償金等により補てんされる額を除きます。

■申請方法

保険課に「減免申請書」を提出
※り災証明書、保険金・損害賠償金がある場合はその金額がわかる書類の添付が必要です。

申・問 保険課医療給付係

☎43-7046

国民年金保険料の免除

大雨により被害を受け、保険料を納めることが困難な場合は、免除が受けられる場合がありますのでご相談ください。

■申請方法

市民課に「国民年金保険料免除申請書」を提出

※国民年金被災状況届(免除申請用)、り災証明書の添付が必要です。

申・問 市民課年金係 ☎43-7043

介護保険料の減免

■対象

●大雨で、第1号被保険者65歳以上のかた)またはその属する世帯の生計を主として維持するかたが所有する財産(動産・不動産)に10分の3以上の損害を受けたかた

※保険金、損害賠償金等により補てんされる額を除きます。

■申請方法

長寿課に「介護保険料減免申請書」を提出

※り災証明書、保険金・損害賠償金がある場合はその金額がわかる書類の添付が必要です。

申・問 長寿課介護保険係 ☎43-7055

奨学金返還の猶予

大館市奨学資金を返還中で、大雨の被害を受けたかたについて、返還猶予の申請を受け付けます。

申・問 学校教育課 ☎43-7112

保育料の減免

住宅が床上浸水以上の被害を受け、保育料を納付することが困難な場合、保育料を減免する制度があります。

申・問 子ども課子育て支援係 ☎43-7053

融資制度への利子補給

市が行っている融資あっせん制度への利子補給を期間限定で行います。

■対象

●8月9日の集中豪雨により被災した、大館市制度融資の申込要件を満たす中小企業者等

■利子補給率

大館市中小企業融資あっせん制度(通称:マル大)
利率年利2.45%以内)の2分の1

大館市小規模企業融資あっせん制度(通称:マル大小口)
利率年利2.25%以内)の2分の1

大館市中小企業機械類設備資金融資あっせん制度(通称:大館機械)
利率年利2.45%以内)の全部

■申込方法

取扱金融機関に被災証明書またはり災証明書を添えて「融資あっせん申込書」を提出

■取扱金融機関

秋田銀行、北都銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田県信用組合の市内各支店

■申込期間

8月19日(月)～12月27日(金)

申・問 商工課経済振興係 ☎43-7071